



# プレミアム工事券



工事券ご利用期間  
令和6年6月15日(土) — 令和6年12月14日(土)

額面6,000円分を  
**5,000円**で  
販売します!  
※期限後は無効となります。  
20%  
プレミアム

工事代金  
として使える  
商品券です!

※この工事券  
ご利用時には、  
釣り銭は支払われ  
ません。

購入限度額 **500,000円**

★1世帯あたり

※1枚(5,000円)単位で購入できます (100枚) まで

- ◆河津町在住の世帯で自家用工事に限ります。
- ◆合併処理浄化槽設置(自家用)の場合は、補助金分を差し引いた差額分が工事券の対象となります。
- ◆国の補助金が充当される自家用工事については、工事券の対象とならない場合があります。(先進的窓リノベ事業など)

## 購入 手順

①予約場所：河津町商工会

事前予約式(電話不可) 先着順

販売総額4,000万円

6月4日(火)～7日(金)の4日間

初日 8:00～18:30  
2日目以降 9:00～18:00

※ご来場の際は  
マスク着用を  
推奨しています。

電話予約は一切受付ません。販売総額に達した時点で締切りとなります。

期間内に発行総額の販売に達しない場合、6月10日(月)・11日(火)も予約受付を行い、12日(水)以降は売完まで直接販売に移行します。

代金はこの時に  
お持ち下さい!!

②工事券の購入場所：河津町商工会

6月12日(水)～14日(金) / 各日 9:00～17:00

参考 令和5年:受付4日間で127世帯33,620,000円(84%)の予約がありました。/令和4年:139世帯受付4日目の夕方に発行総額に達しました。

※予約時に発行した「引換券」を必ず持参してください。代理の場合は、世帯主との関係性を確認する場合がありますのでご了承ください。

工事完了 令和6年6月15日(土)～令和6年12月14日(土)までの間で完了するもの (利用期間前に終了する工事は対象となりません。ご注意ください。)

取扱店 河津町内に事務所を有する建設関連登録事業所 (裏面参照)

利用例

- 住宅リフォーム工事 ○住宅新築工事(利用制限あり※1) ○エアコンの設置工事や修理代金 ○照明器具の設置工事や交換
- 洋式トイレ等の設置工事 ○クロス工事や建具、左官工事 ○畳の取替工事 ○カーテン・じゅうたん等の取付工事 ○サッシ・ガラスの設置交換工事
- 手摺りの取付工事やバリアフリー化 ○水道・配管工事 ○合併処理浄化槽の設置工事 ○樹木の剪定・伐採工事、植栽・造園工事 ○土木工事
- 鉄骨工事 ○倉庫の設置工事 ○屋根の葺き替え、板金工事 ○設計・測量費用 ○墓石工事・改修工事 など

※1 住宅新築工事において、分離発注の場合は1軒の新築工事とみなしますので利用は1回限りとなります。工期が2年以上に跨いだ場合も同じ新築工事となりますので2回目の利用はできません。

○事業を兼業している方は、自家用部分に限定されます。

○事業に供するための資産にかかる工事代金の支払いには利用できません。(店舗、事務所、貸家、貸店舗などの工事)

○工事施工業者(取扱店)に、工事券の精算時において、領収書の写しと完成写真を求めますのでご協力をお願いします。

- 取扱事業所での商品や材料購入のみの利用は不可となります。
- 1工事に付き1世帯での購入とします。(共有する工事を2世帯以上での購入はできません)
- 1世帯で複数の工事への使用は可能です。